

第84号議案

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

区では、品川区内に住所を有する60歳以上の高齢者に対し、健康の維持および増進ならびに生きがいを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、高齢者多世代交流支援施設の整備を進めている。

この度、北品川シルバーセンターの改築工事後に、「品川区立北品川高齢者多世代交流支援施設（北品川ゆうゆうプラザ）」を開設するため、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 品川区立北品川高齢者多世代交流支援施設の設置

ア 施設の概要 ※〔 〕はシルバーセンター時の構造

- ① 所在地：品川区北品川一丁目29番12号
- ② 敷地面積：347.84㎡〔347.23㎡〕
- ③ 延床面積：630.81㎡〔371.90㎡〕
- ④ 構造・規模：鉄骨造 地上3階建て〔鉄筋コンクリート 地上2階建て〕
- ⑤ 施設の構成：

レクリエーション室(1)	3階
レクリエーション室(2)	
コミュニティ室(1)	2階
コミュニティ室(2)	
スタジオ	
浴室・脱衣室	1階
健康増進室	

※別紙1 平面図のとおり

イ 施設の位置づけ

地方自治法にもとづく公の施設として設置し、建物管理および事業は、指定管理者制度を利用して一体的な管理を行う。(令和5年に指定管理者候補者を選定予定)

ウ 事業運営内容

- ① 多世代交流事業、介護予防事業、子育て支援事業等の実施
- ② 高齢者団体、町会・自治会、一般区民等への施設貸出し

(裏面へ続く)

3. その他

(1) 新旧対照表

別紙2のとおり

(2) 施行期日

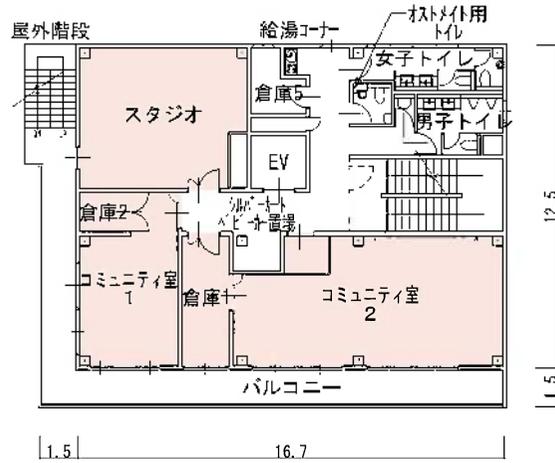
令和6年4月1日

(3) スケジュール (予定)

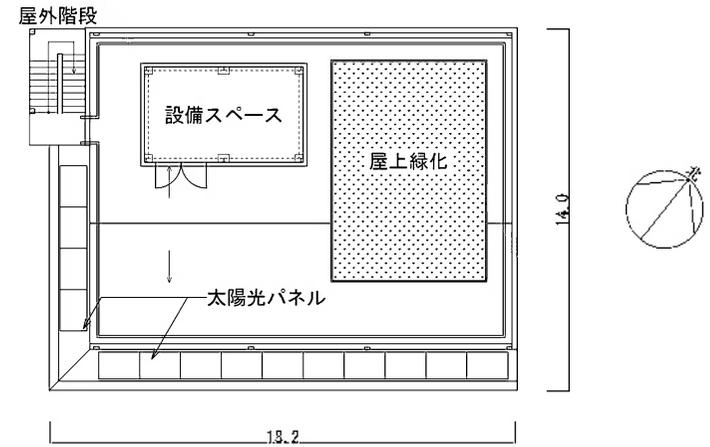
令和6年2月末 新築工事竣工

4月1日 開設

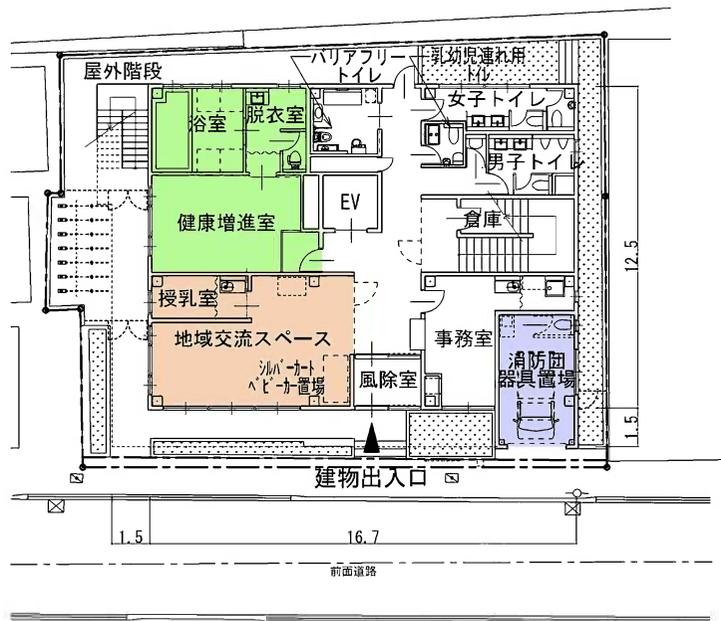
- 凡例
- : 地域交流スペース
 - : 貸部屋
 - : 高齢者専用部分
 - : 消防団器具置場



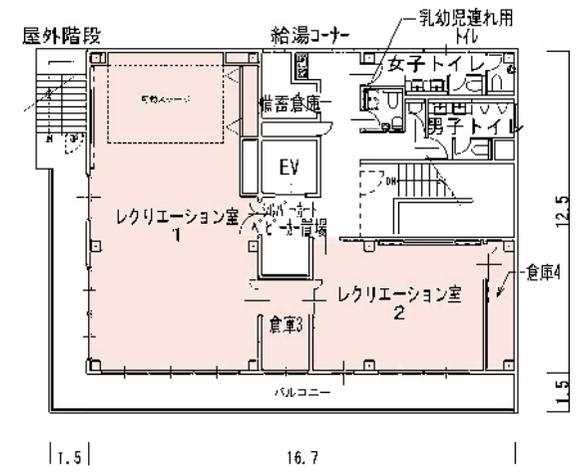
2階平面図



屋根伏図



1階平面図



3階平面図

単位:m

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
名称	所在地	施設	使用時間	名称	所在地	施設	使用時間
品川区立大崎 高齢者多世代 交流支援施設	東京都品川区 大崎二丁目7 番13号	レクリエーシ ョン室、コミ ュニティ室、 スタジオ	午前9時から午後9時 30分まで。ただし、日曜 日および休日にあつて は、午前9時から午後4 時30分までとする。	品川区立大崎 高齢者多世代 交流支援施設	東京都品川区 大崎二丁目7 番13号	レクリエーシ ョン室、コミ ュニティ室、 スタジオ	午前9時から午後9時 30分まで。ただし、日曜 日および休日にあつて は、午前9時から午後4 時30分までとする。
		浴室	水曜日および金曜日（ <u>休 日を除く。</u> ）の正午から 午後4時まで			浴室	水曜日および金曜日の 正午から午後4時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日まで の日（ <u>休日を除く。</u> ）の 午前9時から午後5時 まで			健康増進室	月曜日から土曜日まで の日の午前9時から午 後5時まで
品川区立平塚 橋高齢者多世 代交流支援施 設	東京都品川区 西中延一丁目 2番8号	レクリエーシ ョン室、コミ ュニティ室、 スタジオ	午前9時から午後9時 30分まで。ただし、日曜 日および休日にあつて は、午前9時から午後4 時30分までとする。	品川区立平塚 橋高齢者多世 代交流支援施 設	東京都品川区 西中延一丁目 2番8号	レクリエーシ ョン室、コミ ュニティ室、 スタジオ	午前9時から午後9時 30分まで。ただし、日曜 日および休日にあつて は、午前9時から午後4 時30分までとする。
		浴室	火曜日および金曜日（ <u>休 日を除く。</u> ）の正午から 午後4時まで			浴室	火曜日および金曜日の 正午から午後4時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日まで の日（ <u>休日を除く。</u> ）の 午前9時から午後5時 まで			健康増進室	月曜日から土曜日まで の日の午前9時から午 後5時まで

改正後				改正前			
品川区立平塚 高齢者多世代 交流支援施設	東京都品川区 平塚二丁目10 番20号	レクリエーシ ョン室、コミ ュニティ室	午前9時から午後9時 30分まで。ただし、日曜 日および休日にあつて は、午前9時から午後4 時30分までとする。	品川区立平塚 高齢者多世代 交流支援施設	東京都品川区 平塚二丁目10 番20号	レクリエーシ ョン室、コミ ュニティ室	午前9時から午後9時 30分まで。ただし、日曜 日および休日にあつて は、午前9時から午後4 時30分までとする。
		ふれあい交流 室	月曜日から土曜日まで の日（休日を除く。）の 午前9時から午後6時 まで			ふれあい交流 室	月曜日から土曜日まで の日（休日を除く。）の 午前9時から午後6時 まで
品川区立東品 川高齢者多世 代交流支援施 設	東京都品川区 東品川三丁目 32番10号	レクリエーシ ョン室、コミ ュニティ室、 スタジオ	午前9時から午後9時 30分まで。ただし、日曜 日および休日にあつて は、午前9時から午後4 時30分までとする。	品川区立東品 川高齢者多世 代交流支援施 設	東京都品川区 東品川三丁目 32番10号	レクリエーシ ョン室、コミ ュニティ室、 スタジオ	午前9時から午後9時 30分まで。ただし、日曜 日および休日にあつて は、午前9時から午後4 時30分までとする。
		浴室	月曜日から土曜日まで の日 <u>（休日を除く。）</u> の 午前10時30分から午後 4時まで			浴室	月曜日から土曜日まで の日の午前10時30分か ら午後4時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日まで の日 <u>（休日を除く。）</u> の 午前9時から午後5時 まで			健康増進室	月曜日から土曜日まで の日の午前9時から午後 5時まで
<u>品川区立北品 川高齢者多世 代交流支援施 設</u>	<u>東京都品川区 北品川一丁目 29番12号</u>	<u>レクリエーシ ョン室、コミ ュニティ室、 スタジオ</u>	<u>午前9時から午後9時 30分まで。ただし、日曜 日および休日にあつて は、午前9時から午後4 時30分までとする。</u>				

改正後					改正前
			<u>浴室</u>	<u>火曜日から金曜日まで の日（休日を除く。）の 正午から午後4時まで</u>	別表第2（略）
			<u>健康増進室</u>	<u>月曜日から土曜日まで の日（休日を除く。）の 午前9時から午後5時ま で</u>	
別表第2（略）					別表第2（略）
<p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1中使 時間の欄（品川区立北品川高齢者多世代交流支援施設を除く。）および次 項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 品川区立北品川高齢者多世代交流支援施設の使用について必要な手続 は、この条例の施行の前においても行うことができる。</u></p>					